

浜 情 委 第 7 6 号

平成28年10月19日

浜松市長 鈴木康友 様
(福祉総務課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 酒 井 英 人

浜松市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について (答申)

平成28年5月18日付け浜健福第114号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

「外国人に対する準生活保護措置に係る公文書に関する開示請求書」の公文書部分公開
決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第80号)

1 委員会の結論

浜松市長による本件公開請求に対する対象公文書の特定は不十分であり、本件公開請求の対象となる公文書を改めて特定したうえで、公開非公開等の決定を行うべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 平成28年1月28日、「当市に住所を有する外国人に対し、生活保護に準じて実施している行政措置に関する次の公文書一式。」の公開請求をした。
- (2) 平成28年2月10日、実施機関は、請求のあった公文書の量が大量なためとして、浜松市情報公開条例第13条第2項の規定により、公開決定等の期間を延長することとし、審査請求人に通知した。
- (3) 平成28年4月26日、実施機関は、公開文書を特定した上で、当該文書の記載のうち以下の情報について、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため」、また、「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」として、浜松市情報公開条例第7条第2号及び第3号を適用し、該当部分を非公開とする公文書部分公開決定を行い、審査請求人に通知した。
- (4) 平成28年4月27日、審査請求人は、(3)の処分を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。(審査請求人からは諮問第79号の異議申立てが1件されているが、本件(天竜区分)の実際の通知日が4月26日であるため、本件分については改正行政不服審査法に基づく審査請求がされたものとみなして取り扱う。)
- (5) 平成28年5月20日、審査庁は、浜松市情報公開条例第19条の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書で、次のように主張している。

(1) 審査請求の趣旨

条例第7条第2号及び第3号に掲げる非公開事由に照らし、「個々の扶助額が特定されるもの」の部分について極めて不当であり、並びに公文書の特定を著しく誤ったものというべきであるから、当該部分を取り消し、これを開示するほか更に適正な公文書の特定に基づく公文書の開示を行う旨の決定をされたい。

(2) 審査請求の理由

原処分は、対象文書が厩大であるとしているが、著しく誤った公文書の特定に基づいて為されたものであり、条例第11条の規定に基づく決定に値しない。決定通知書のうち浜中活第108号を除くものはいずれも「外国人に対する準生活保護措置に係

る公文書に関する開示請求書」を本件公文書開示請求に係る公文書を特定しているところ、著しく誤った公文書の特定であることは明々白々である。

準生活保護措置に係る支出命令書及びその付属のリストを当該公文書として特定しているが、本件請求は、準生活保護措置に関するものであることを前提としているものであり、当該文書が準生活保護措置に関するものであるか否かを把握し得る公文書も当然対象とすべきである。

原処分は、いずれも非公開事由とりわけ条例第7条第2号に該当すると言うが、非公開部分のうち「個々の扶助額が特定されるもの」との部分、他の情報と照合することの有無を問わず、特定の個人を識別することはできないものである。

また、当該部分が公開された場合に、対象となる当該個人の権利利益が害する虞があるとは認められない。なお、「外国人に対する準生活保護措置に係る公文書に関する開示請求書」には、もとより「個々の扶助額が特定されるもの」なる部分は存在しない。

(3) 反論書での主張

弁明書における処分庁の主張は、事実に基づくものではないか、自らのした処分を改変して主張するものであるか、根拠が定かでないものであるかのいずれかであって、いずれも理由がない。

4 実施機関の主張

本件審査請求の争点は、公文書部分公開決定通知の件名訂正と開示公文書の特定方法の点にあるが、次の理由で、本件処分は適当（正当）である。

審査請求人は、中区以外の6区は「外国人に対する準生活保護措置に係る公文書に関する開示請求書」を特定しているため「著しく誤った公文書の特定に基づいて為されたもの」であることを主張するが、中区以外の6区が実際に特定した公文書は、中区と同じ「外国人に対する準生活保護措置に係る公文書」である。

扶助額については、家族構成を特定することができ、特に大家族や障害者世帯であると個人を特定する可能性が高くなり、個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるため、浜松市情報公開条例第7条第2号本文の規定により非公開とした。

扶助額を決定する際の申請書類等については、受給額のほか、氏名、性別、年齢、生年月日、職業、健康状態、家族構成、居住の状況、月ごとの収入等の家計の状況、その他の資産状況、医療機関の受診など特定の個人を識別することができる情報だけでなく、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがある情報が記載されているため、浜松市情報公開条例第7条第2号本文の規定により非公開とした。

医療機関及び業者の名称並びに個人の氏名部分、医療機関、業者及び個人の銀行口座の部分、医療機関等への1世帯のみの扶助額を支給している支給命令については、医療機関へ生活保護受給者が受診していることや民間業者が生活保護受給者へ商品を納入し

ていることが公にされることにより第三者からの誹謗中傷を受ける可能性があるため、浜松市情報公開条例第7条第3号アの規定により非公開とした。

以上のことから、本件処分は適当である。

5 委員会の判断

審査請求人は、外国人に対する準生活保護措置に係る支出命令書等を請求しており、外国人の個々の扶助額が特定されるものを求めている。実施機関が実際に公開した文書は、生活保護と準生活保護の区分がされていない支出命令書等である。

即ち、実施機関が特定し部分公開決定した公文書は、審査請求人の請求内容に叶う公文書でなかったものと判断される。その要因は、審査請求人及び実施機関の主張から勘案するに、実施機関による対象文書の特定が不十分だったと解される。

なお、本委員会が調査したところ、支出命令書等には生活保護と準生活保護との区分は無く、外国人のみの支出命令書等は存在しないとの回答を実施機関から得た。

請求者が求める文書が存在しないのであれば、条例第11条第2号により文書不存在としてその理由を明記し非公開とすべきである。

6 付言

本件処分については、実施機関による対象公文書の特定が不十分で、審査請求人が公開を求めている内容を十分に確認しなかったために、審査請求人の意図に沿わない事態を招くことになったと考えられる。

実施機関においては、今後このようなことがないように公文書を特定するにあたって、慎重かつ適正な対応に努められたい。

7 結論

以上のことから、実施機関による本件公開請求に対する対象公文書の特定は不十分であり、本件公開請求の対象となる公文書を改めて特定したうえで、公開非公開等の決定を行うべきである。

よって「1 委員会の結論」のとおり判断する。

8 委員会の処理経過は、別記のとおりである。

(別記) 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 5月20日	諮問を受けた。
6月13日	審査庁より弁明書を受理した。
6月22日	審査庁より反論書を受理した。
7月26日	諮問の審査を行った。
8月16日	諮問の審査を行った。

9月 9日	諮問の審査を行った。
10月 3日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	酒井 英人	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一郎	静岡大学情報学部 准教授
委員	秋永 利明	常葉大学経営学部 准教授
委員	高橋 邦武	浜松市自治会連合会理事
委員	山中 千恵子	浜松市人権擁護委員連絡協議会

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順